

◇町内会会則の作成例◇

〇〇町内会会則（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、〇〇町内会（以下「会」という）と称し事務所を会長宅に置く。

（組織）

第2条 この会は、〇〇地域の居住者をもって組織する。

第2章 事業

（目的）

第3条 この会は、住民相互の親睦と融和を図り、住民の福祉増進と町内会の発展を期することを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の向上に関すること。
- (2) 町内の防犯，防災及び交通安全に関すること。
- (3) 住民相互の親睦に関すること。
- (4) その他，この会の目的を達成すること。

第3章 役員

（役員の種類別）

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名，副会長〇名，会計〇名，班長〇名，会計監査〇名

（役員を選任）

第6条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会計監査と会長，副会長及びその他の役員は，相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。
- 3 会計は、この会の出納事務を処理する。
- 4 班長は、班内を掌握し、班内の事務を処理する。
- 5 会計監査は、本会の会計および資産の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第10条 定時総会は、年1回〇月に開催する。

2 臨時総会は、会員の3分の1以上より請求があったとき、または、会長が必要と認めるときに会長が招集する。

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第13条 総会において、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 決算、事業報告及び予算、事業計画
- (3) 役員改選
- (4) そのほか、会の重要事項

第5章 会計

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(経費)

第15条 この会に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 この会の会費は、一世帯月額〇〇〇円とする。

2 会費は各班において徴収し、(班長がまとめて毎月〇〇日までに) 会計に納入するものとする。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。